

岐阜市 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書 (PIA) 【再評価】

概要版

1. 背景

予防接種事務では、対象者の予防接種歴の確認・証明、接種勧奨通知を目的としており、正確な予防接種状況の管理をする上で、特定個人情報を保有することが必要となります。また、予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要があります。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関し、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行うため、特定個人情報保護評価書を再評価いたします。

2. 「特定個人情報保護評価書 (PIA)」の再評価の内容

(1) 新たに生じる特定個人情報の取り扱い

以下の特定個人情報ファイルを保有し、取り扱う。

- ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付において、コンビニエンスストア等のキオスク端末において申請受付時に個人番号を取得

(2) リスク対策

入手に係るリスク対策

- ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付において、交付申請には、個人番号カードの IC チップ読み取り (券面事項入力補助 AP) と暗証番号入力 (券面事項入力補助 AP の暗証番号) による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。

漏えい、紛失に係るリスク対策

- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムと VRS 間の通信については LGWAN 回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。